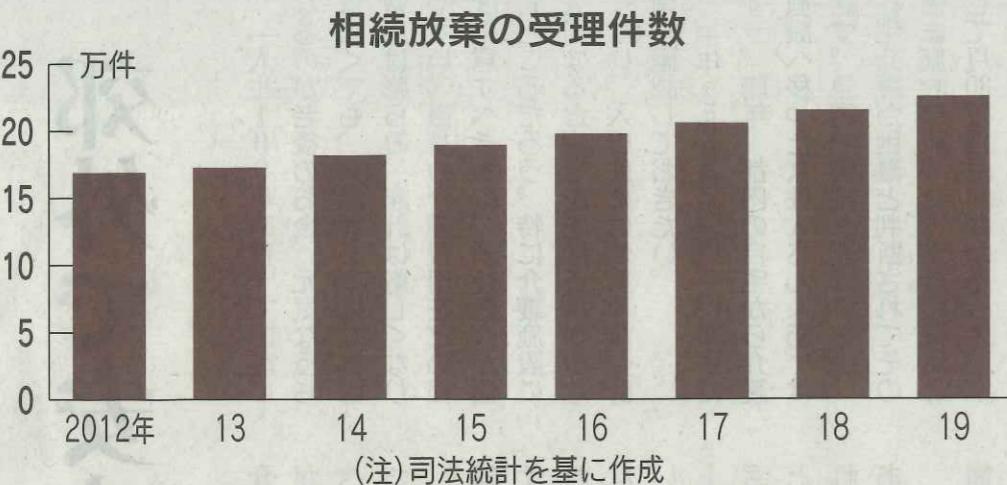


# 親の借金・空き家相続放棄も

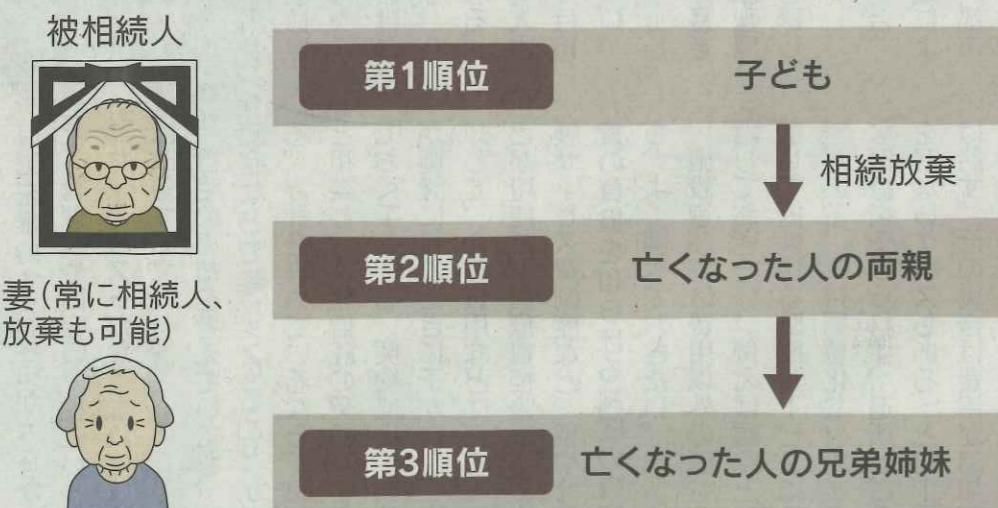
## 手続きは3ヶ月以内に



### 相続の方法は3つある

	資産	負債	選ぶ場合の例
相続放棄	引き継がない	負債が資産を上回る	
限定承認	引き継ぐ 資産の範囲内で引き継ぐ	負債の規模が不明	
単純承認	引き継ぐ	資産が負債を上回る	

相続放棄をすると権利が次の相続順位に移る  
(亡くなった人に妻と子、両親、兄弟姉妹がいる場合)



亡くなつた親に多額の借金があつた、空き家になつた実家の維持費や税金がかさむことが分かつた。相続で思わぬ負担に直面して相談にくる人が少なくない」と弁護士の間瀬まゆ子氏は話す。こうした場合に選択肢になるのが相続放棄だ。家庭裁判所に申し立てて受理されると、預貯金などの資産も引き継げなくなるが、負債を相続しなくて済む。

相続放棄を選ぶ人は年々増加している。司法統計によると、相続放棄の受理件数は2019年に22万5415件と5年前に比べて2割強増えた。引き継ぐ負債が資産を上回る場合に放棄を選び、多くが借金の負担を避けるのが目的とみられるが、「最近は不動産を理由に放棄する例が出ている」(間瀬氏)という。

不動産が主な理由になりやすいのは子どもが親と離れて住み、自分の家をすでに持っているケース。だれも親の家に住まずに空き家になつても、水道光熱費や火災保険料といった維持管理費は必要で、固定資産税などの税負担も発生する。親の家の立地条件が悪か

つたり、老朽化したりして売却や賃貸が難しければ負担だけが続くことになりかねない。

15年施行の空き家対策特別措置法で自治体は崩壊の危険があると判断した空き家を取り壊す行政代執行が可能になった。解体費用は所有者に請求されるのが一般的だ。執行件数は施行5年で69件だが、今後増える可能性もある。

相続放棄は相続人それぞれが権利を放棄し、亡くなつた人の最後の住所地の家裁に申し立てる。受理されたあとは、残つた相続人か家裁に選任された相続財産管理人が資産の処分や負債の清算などをするのが一般的だが、注意点があることを知つておきたい。

まず相続放棄の手続きは、相続の開始(通常は相続人が被相続人の死亡を知つたとき)から3ヶ月以内にすませる必要がある。これを「熟慮期間」と呼び、手続きをしないまま期間を過ぎると、資産と負債をすべて受け取る「単純承認」をしたとみなされる。

相続放棄をするかどうかを決めるには故人の資産と負債を調べることが大切だが、3ヶ月以内に調査の相続人に移ることも知つてお

査をして判断するのが難しい場合

もあるだろう。この場合は期限内に期間の延長を申し立てることが

できる。ただし「認めてもらうに

は説得力のある理由と、3ヶ月に

わたつて相応の努力をしているこ

とが必要」と森・浜田松本法律事務所の大石篤史弁護士は話す。

次に重要なのが、熟慮期間中は相続財産に手を付けないこと。例え

ば家の片付けをするという理由

で遺品を勝手に捨てたり売ったり

すると、相続放棄ができなくなる

場合がある。民法上で相続財産の「処分」や「隠匿」に相当すると判断されれば、熟慮期間を過ぎた場合と同じように、単純承認をしたとみなされる。

形見分けで遺品の一部を受け取

りたい際は注意が必要だ。金銭的

価値が乏しいとみられるものでも

すぐに対し出さず「相続財産管理人または破産管財人による資産・負債の清算、債権者への配当とい

うべきだ」とシティユーワ法律事務所の古川和典弁護士は助言する。

相続放棄をすると、相続権がほ

こつ。相続では相続順位が法律で決まっており、順位の高い相続人が放棄すると次の順位に権利が移っていく。亡くなつた人に妻のほか子ども、両親、兄弟姉妹がいるケースをみてみよう。

まず子どもが相続の第1順位に

なり、続いて両親、兄弟姉妹とい

う順番だ。故人に多額の借金があ

り、第1順位の子ども全員が相続

放棄をすると、両親が相続人にな

る。両親が放棄すれば、故人の兄

弟姉妹に相続権が移る。借金の返

済義務も移るため「事前に連絡

しておく方がいい」と古川氏は助言

する。妻は常に相続人になるが、

放棄をすることもできる。

相続放棄を選ぶと、資産も含め

て引き継ぐことができなくなる。

負債の規模がはつきりしない場合

は「限定承認」という方法で相続

をする選択肢もある。資産は全額

相続し、負債は資産の範囲内で引

き継ぐ。相続人は負債を返済する

のに自分のお金を使わずに済むと

いうメリットがある。

ただし限定承認の受理件数は19

年で657件と、相続放棄に比べ

ると限られる。相続放棄は相続人

それが家裁に申し立てること

ができるが、限定承認は相続人全

員とする必要がある。遺産の目録

も作成しなければならないなど手

続きが煩雑な面が強い。

(三好理穂)